

保安規定に規定すべき事項の確認表（放射線管理）  
（使用変更に伴う保安規定の変更）

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 （令和4年8月31日申請）	確認の観点及び妥当性 （規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項）	保安規定の該当箇所 （保安規定の反映状況）
・周辺監視区域の変更	① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～⑱ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（廃棄物安全試験施設）  
（施設管理に係る運用の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>•使用の目的1と2について同時使用しないことについて明確化</p> <p>• 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>• 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～④ 保安教育</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑤ 使用施設等の操作</p> <p>ホット材料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、No.1セルにおいて、使用の目的1と使用の目的2に係る核燃料物質を同時に使用してはならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水、汚染水の処理に伴う二次廃棄物)(以下「1 F 汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1 F 燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1 F 汚染物の放射エネルギーと使用の目的1に係る使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる使用場所ごとの取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、別表第1を各使用場所に表示しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなくてはならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、核燃料物質又は1 F 汚染物を受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1 F 汚染物の放射エネルギーと1 F 汚染物の在庫量(放射エネルギー)と使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の在庫量(放射エネルギー)との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p> <p>前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p><b>年間予定使用量について、1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加</b></p>	<p>保安規定第8編 第5条</p> <p>使用の目的1と2について同時使用しないことについて明確化</p> <p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>保安規定第8編 第15条</p> <p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>
	<p>⑥ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等～⑧ 線量、線量当量、汚染の除去等</p>	<p>変更なし</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの監視対象に係る記載の明確化</li> </ul>	<p>⑨ 放射線測定器の管理 第2編第36条に規定する廃棄物安全試験施設に係る放射線測定機器は、別表第11及び別表第12に掲げるとおりとする。 <b>別表第11の監視対象を変更</b></p>	保安規定第8編 別表第11
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用の目的1と2について同時使用しないことについて明確化</li> <li>1F燃料デブリに係る記載の追加</li> <li>1F燃料デブリに係る記載の追加</li> </ul>	<p>⑩ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。 ホット材料試験課長は、No.1セル固化体貯蔵ピットにおいて、使用の目的1と使用の目的2に係る核燃料物質を同一のピット用収納容器へ収納してはならない。 ホット材料試験課長は、1F汚染物を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。 ホット材料試験課長は、別表第9を各設備に表示しなければならない。 ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。 ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。 <b>核燃料物質の最大収納量について、1F燃料デブリに係る記載を新たに追加</b></p>	<p>保安規定第8編 第16条 保安規定第8編 別表第9</p> <p>使用の目的1と2について同時使用しないことについて明確化</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p>
	⑪ 放射性廃棄物の廃棄～⑱ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表  
(使用変更に伴う保安規定の変更)**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>① 職務及び組織 当該申請については、第1編第7条(40)BECKY 技術課長の職務のうち、バックエンド研究施設の核燃料物質の管理に該当する。</p>	保安規定第1編第7条(変更なし)
	<p>② 使用施設等の操作 BECKY 技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引きを作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第10編第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>BECKY 技術課長は、核燃料物質を使用しようとするときは、第10編第3条の年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けな</p>	<p>保安規定第10編第2条(変更なし) 保安規定第1編第5条の2(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第3条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第13条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第4条(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・核燃料物質の種類を追加、最大取扱量の変更、使用場所への実験室(Ⅲ)追加</p>	<p>なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の開始及び終了の予定期日 (2) 使用する核燃料物質の種類及び量 (3) 使用の方法及び使用後の処置 (4) 核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法</p> <p>BECKY技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p><b>今回、別表第1-2から別表第1-3、別表第1-8及び別表第1-11へ核燃料物質の種類を追加に伴う許可の反映を追加。</b></p> <p>BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した熔融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-11に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>BECKY技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>BECKY技術課長及び工務第1課長は、保安上重要な設備等の操作については、下部要領として定めた手引に基づき、これを行わなければならない。</p> <p>BECKY技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするとき及び作業終了後は、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検し、作業開始前の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>工務第1課長は、特定施設の機器の運転を停止しようとするときは、BECKY技術課長の同意を得るとともに、本体施設の保安に支障のないことを確認し、運転の停止に係る機器について保安上支障のないことを確認しなければならない。</p>	<p>保安規定第10編 第5条(変更なし) 保安規定第10編別表第1-1から1-11</p> <p>保安規定第10編 第9条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第10条(変更なし) 保安規定第10編別表第5(変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第11条(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>バックエンド研究施設の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>本体施設及び特定施設の巡視及び点検において異常を発見した者はBECKY技術課長及び工務第1課長に、直ちに通報しなければならない。</p> <p>BECKY技術課長及び工務第1課長は、前項の通報を受けたとき及び第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じ、相互に通報しなければならない。</p> <p>BECKY技術課長は、調査の結果、その異常がバックエンド研究施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、バックエンド研究施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がバックエンド研究施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>保安規定第10編第16条（変更なし）</p> <p>保安規定第10編別表第8（変更なし）</p> <p>保安規定第10編第20条～22条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第2編第55条（変更なし）</p>
	<p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>バックエンド研究施設の管理区域は第10編別図のとおり設定され、セル、グローブボックス等は当該管理区域内に設置されている。区域管理者は、管理区域について、壁、さく等の区画物によってその他の区域と区画する、標識を設ける等の保安の措置を講じなければならない。</p> <p>区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、所定の出入口から出入りすること、個人線量計を着用すること等の事項を遵守させなければならない。</p>	<p>保安規定第2編第9条、第10条、第12条、第13条（変更なし）</p> <p>保安規定第10編別図（その1）～別図（その4）（変更なし）</p>
	<p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>課長等は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業場所や作業の内容、防護具や線量を低くするための措置を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p>	<p>保安規定第2編第18条（変更なし）</p> <p>保安規定第2編第20条（変更なし）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>区域放射線管理担当課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を第2編別表第5に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>区域管理者は、線量当量率等の測定結果で異常が認められたことによる区域放射線管理担当課長からの通報を受けた場合、区域放射線管理担当課長の協力を得て、関係のある課長等に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせなければならない。</p>	<p>保安規定第2編第48条(変更なし)</p> <p>保安規定第2編別表第5(変更なし)</p>
	<p>⑤ 排気・排水監視設備</p> <p>気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が第2編別表第11に掲げる放出管理基準値を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。区域放射線管理担当課長は、使用施設等の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を排気設備運転中連続して測定しなければならない。</p> <p>液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が第2編別表第12に掲げる放出管理基準値を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。使用施設等から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは区域放射線管理担当課長の同意を得なければならない。区域放射線管理担当課長は、放出の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限度を超えないこと及び放出量が放出管理基準値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>施設管理統括者は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間平均の濃度又は液体廃棄物中の放射性物質の放出量がそれぞれの放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められた際の通報を受けたときは、当該施設に係る課長等にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長に報告しなければならない。</p>	<p>保安規定第2編第30条～第34条(変更なし)</p> <p>保安規定第2編第52条、第53条(変更なし)</p> <p>保安規定第2編別表第11、別表第12(変更なし)</p>
	<p>⑥ 放射線測定器の管理</p> <p>区域放射線管理担当課長は、第10編第24条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p>	<p>保安規定第2編第36条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第24条(変更なし)</p>
	<p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等 (運搬)</p> <p>核燃料物質の使用施設等外での運搬は、当該核燃料物質を管理する核燃料管理者が行う。ただし、次に掲げる核燃料物質の運搬(管理区域内及び特殊車両による運搬を除く。)は、研究炉技術課長に依頼す</p>	<p>保安規定第1編第28条(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ることができる。</p> <p>イ 共同利用及び受託研究等に係る照射試料 ロ 大洗研究所北地区に係る試料 (貯蔵)</p> <p>BECKY 技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、貯蔵する核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録し、定期的に点検しなければならない。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>BECKY 技術課長及び分任施設管理者は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵、廃棄物の保管をするときは、別表第10に示す質量制限値を超えないことを複数人により確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようにこれを管理しなければならない。また、BECKY 技術課長は、核燃料保管室及び受入セルに核燃料物質を受け入れる場合は、含水率が16%以下であることを確認しなくてはならない。</p>	<p>保安規定第10編 第17条 (変更なし) 保安規定第10編別表第9 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 18条 (変更なし) 保安規定第10編別表第10 (変更なし)</p>
	<p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>気体及び液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。</p> <p>BECKY 技術課長は、液体廃棄物を施設内で保管するときは、含有する放射性物質の濃度、種類等に応じて区分し、別表第11に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p>廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物の引渡し前の措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長等が行う。ただし、使用施設等で発生した共用の容器に収納される固体状放射性廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)については、第1編第7条に定める区域管理者が行う。</p> <p>BECKY 技術課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第11の2に掲げる固体廃棄物の保管場所にて保管能力の範囲内で保管し、異常の有無を確認するため、定期的に巡視しなければならない。</p>	<p>保安規定第10編 第19条 (変更なし) 保安規定第1編 第27条 (変更なし) 保安規定第10編別表第11 (変更なし) 保安規定第10編別表第11の2 (変更なし)</p>
	<p>⑨ 非常時の措置</p> <p>使用施設等又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設管理者に通報し、又は非常用電話により危機管理課長、区域放射線管理担当課長等(以下「事故対策活動の関係組織の長」という。)に通報しなければならない。</p> <p>施設管理者は、第1項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が火災等社会的影響のありうる事象、第1編第45条に定める事象及び別表第2に定める非常事態の事象に該当すると判断した場合は、直ちに、本体施設の施設管理統括者及び事故対策活動の関係組織の長に通報しなければならない。</p>	<p>保安規定第1編第34条 (変更なし)</p>



使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>⑩ 事故に係る保全</p> <p>所長は、非常の場合(火災等社会的影響のあり得る事象、第1編第45条に定める事象及び別表第2に定める非常事態に該当する事象が発生した場合)に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部組織、事故現場防護活動組織等、防護活動の組織及びその要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器(無線機器を含む。)、照明器具、防護具、放射線測定機器等の資機材の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係機関(国、地方公共団体、消防機関等)への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備並びに地図等の整備</p>	保安規定第1編第33条(変更なし)
	<p>⑪ 記録及び報告</p> <p>使用施設等の保安に関する記録は、核燃料使用規則第2条の11に基づく別表第6に記すところにより記録し、保存しなければならない。</p> <p>この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第1編第16条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>施設管理統括者は、所管する施設において、次の各号に掲げる事項が発生した場合には、その旨を所長、保安管理部長及び核燃料取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料使用規則第6条の10第1項に定める事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(2) 別表第2に定める非常事態に該当する事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	保安規定第1編第42条(変更なし)  保安規定第1編45条(変更なし)
	<p>⑫ 施設管理</p> <p>臨界ホット試験技術部長等は、バックエンド研究施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p>	保安規定第10編第11条の2(変更なし)  保安規定第10編第11条の4(変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関する事。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関する事。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p>	<p>保安規定第10編 第11条の5 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第11条の6 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第12条 (変更なし)</p>
	<p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>BECKY 技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設の警報装置が作動したときは、その原因及び状況の把握に努め、原因を除去するための措置を講じなければならない。</p> <p>本体施設及び特定施設の巡視及び点検において異常を発見した者は BECKY 技術課長及び工務第1課長に、直ちに通報しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第34条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を BECKY 技術課長に通報しなければならない。</p> <p>東海村で震度4以上の地震が発生したときは、BECKY 技術課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>保安規定第10編 第20条 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第21条 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第21条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第22条 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第22条の2 (変更なし)</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年8月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
	<p>BECKY 技術課長は、第 10 編第 6 章の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第 1 編第 34 条第 3 項及び第 36 条第 2 項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>保安規定第 10 編 第 22 条の 3 (変更なし)</p>